

第七回国会 内閣委員会 議 録 第 十 二 号

昭和二十五年三月二十八日(火曜日)

午後三時四十分開議

出席委員

委員長代理理事 小川原政信君

理事 江花 謙君 理事 奈良 治二君

理事 鈴木 義男君

玉置 信一君 丹羽 彪吉君

根本龍太郎君 牧野 寛索君

松岡 駒吉君 木村 榮君

出席國務大臣 林 謙治君

出席政府委員

總理府事務官 岩永 賢一君

(特別調達官) 長官官房長

地方自治 小野 哲君

政務次官 高辻 正巳君

總理府事務官 (地方自治行政) 緒行政部長

委員外の出席者

専門員 龜井川浩君

専門員 小關 紹夫君

三月二十八日

委員 淺香忠雄君、岡谷光衛君、永井英

修君及び吉武惠市君辭任につき、そ

の補欠として水田三喜男君、丹羽彪

吉君、佐藤榮作君及び山口大郎次君

が議長の名で委員に選任された。

三月二十七日

北海道開港に関する請願(林好次君

紹介)(第一八六八号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

特別調達官設置法の一部を改正する

法律案(内閣提出第一二七号)

北海道開港法案(内閣提出第一二

八号)

社会保険審議会、社会保険医療協議

会、社会保険審査官及び社会保険審

査会の設置に関する法律案(内閣提

出第一三〇号)予)

連合審査会開会に関する件

○小川原委員長代理 それではこれよ

り会議を開きます。

委員長が所用のため理事の私が委員

長の職務を行います。

本日はまず昨日付託されました社会

保険審議会、社会保険医療協議会、社会

保険審査官及び社会保険審査会の設置

に関する法律案について政府より提案

理由の説明を求めます。林厚生大臣。

社会保険審議会、社会保険医療協

議会、社会保険審査官及び社会保

險審査会の設置に関する法律案

社会保険審議会、社会保険医療

協議会、社会保険審査官及び社

会保険審査会の設置に関する

法律

目次

第一章 社会保険審議会(第一條

—第十二條)

第二章 社会保険医療協議会(第

十三條—第二十一條)

第三章 社会保険審査官及び社会

保険審査会

第一節 社会保険審査官(第二

十二條)

第二節 社会保険審査会(第二

十三條—第三十條)

附則

第一章 社会保険審議会

(設置)

第一條 政府の管掌する健康保険事

業並びに船員保険事業及び厚生年

金保険事業の運営に関する事項を

審議するため、厚生省に、社会保

險審議会(以下「審議会」といふ。)を

置く。

(所掌事務)

第二條 審議会は、政府の管掌する

健康保険事業並びに船員保険事業

及び厚生年金保険事業の運営に関

する事項について、厚生大臣の諮

問に応じて審議し、及び文書をも

つて答申する外、自ら厚生大臣又

は関係各大臣に、文書をもつて建

議することができる。

(組織)

第三條 審議会は、左に掲げる委員

二十七人をもつて組織する。

一 政府の管掌する健康保険並び

に船員保険及び厚生年金保険の

被保険者の利益を代表する委員

九人

二 政府の管掌する健康保険並び

に船員保険及び厚生年金保険の

被保険者を使用する事業主及

び船舶所有者の利益を代表す

る委員 九人

三 公益を代表する委員 九人

2 前項第三号の委員中には、医療

関係の経験者を含むものとする。

3 厚生大臣は、審議会において専

門の事項を審議するため必要があ

ると認めるときは、その都度、六

人以内の専門委員を置くことがで

きる。

4 委員及び専門委員は、厚生大臣

が任命する。

5 委員及び専門委員は、非常勤と

する。

第四條 委員の任期は、二年とし、

一年ごとにその半数を任命する。

2 委員に欠員を生じたときあらた

に任命された委員の任期は、前任

者の残任期間とする。

第五條 審議会に、公益を代表する

委員のうちから委員の選挙した会

長一人を置く。

2 会長は、会務を総理し、審議会

を代表する。

3 会長に事故があるときは、第一

項の規定に準じて選挙された委員

が、その職務を代行する。

第六條 会長は、審議会に部会を置

き、その所掌事務を分掌させるこ

とができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委

員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置く。部会長

は、その部会に属する委員のうち

から、会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を総

理する。

5 部会長に事故があるときは、

その部会に属する委員のうち会長

の指名する委員がその職務を代

行する。

6 審議会は、その定めるところに

より、部会の決議をもつて審議会

の決議とすることができる。

(資料及び情報の提供)

第七條 厚生大臣は、審議会の要求

があつたときは、健康保険事業、

船員保険事業又は厚生年金保険事

業に関する資料及び情報を提供し

なければならない。

(会議)

第八條 審議会は、正当な理由があ

る場合を除いては、三月に一回以

上開かなければならない。

第九條 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、厚生大臣の諮問があつ

たとき、又は委員の三分の一以上

が審議すべき事項を示して招集を

請求したときは、その諮問又は請

求の日から二週間以内に、審議会

を招集しなければならない。但

し、その諮問又は請求に係る事項

を分掌する部会が置かれていたと

きは、審議会の招集に替へ、その

部会の部会長に、その部会を招集

させることができる。

(厚生大臣への報告)

第十條 審議会は、毎会計年度の終

了後六十日以内に、前会計年度に

おける審議会の活動状況、審議の

結果及び建議の概要を、文書をも

つて厚生大臣に報告しなければならない。

(庶務)  
第十一條 審議会の庶務は、厚生省  
保険局において処理する。  
(雑則)

第十二條 この法律に定めるものの  
外、議事の手続その他審議会の運  
営に關し必要な事項は、審議会が  
定める。  
第二章 社会保険医療協議会  
(設置)

第十三條 健康保険及び船員保険の  
保険医及び保険薬剤師(以下「保険  
医及び保険薬剤師」という。)並び  
に国民健康保険の療養の給付を担  
当する者(以下「療養担当者」とい  
う。)に対する適切な保険診療の指  
導監督に關する事項を審議し、及  
び勧告するとともに、健康保険及  
び船員保険の適正な診療報酬額並  
びに国民健康保険の適正な診療報  
酬の標準額を審議し、及び勧告す  
るため、厚生省に、中央社会保険  
医療協議会(以下「中央協議会」と  
いう。)を置く。

第十四條 中央協議会は、左に掲げ  
る事項について、厚生大臣の諮  
問に依りて審議し、及び文書をも  
つて答申する外、自ら厚生大  
臣に、文書をもつて建議すること  
ができる。

一 保険医及び保険薬剤師の指定

及び指定の取消並びに保険医及  
び保険薬剤師並びに療養担当者  
の保険診療に対する指導監督に  
關する事項  
二 健康保険及び船員保険におけ  
る適正な診療報酬額並びに国民  
健康保険における適正な診療報  
酬の標準額に關する事項  
2 地方協議会は、前項第一号に掲  
げる事項について、都道府県知事  
の諮問に依りて審議し、及び文書  
をもつて答申する外、自ら都道府  
県知事に、文書をもつて建議する  
ことができる。

(組織)  
第十五條 中央協議会又は地方協  
議会は、それぞれ、左に掲げる委員  
二十四人をもつて組織する。  
一 健康保険、船員保険及び国民  
健康保険の保険者の利益を代表  
する委員 六人  
二 健康保険、船員保険及び国民  
健康保険の被保険者、事業主及  
び船舶所有者の利益を代表する  
委員 六人  
三 医師、歯科医師及び薬剤師の  
利益を代表する委員 六人  
四 公益を代表する委員 六人  
2 厚生大臣又は都道府県知事が、  
それぞれ中央協議会又は地方協  
議会において専門の事項を審議する  
ため必要があると認めるときは、  
その都府、各十人以上の専門委員  
を置くことができる。

3 委員及び専門委員は、中央協  
議会にあつては厚生大臣、地方協  
議会にあつては都道府県知事が、任  
命する。  
4 第一項第一号から第三号までの

委員の任命は、各関係団体の推薦  
によるものとする。  
5 委員及び専門委員は、非常勤と  
する。  
第十六條 委員の任期は、二年と  
し、一年ごとに、その半数を任命  
する。  
2 委員に欠員を生じたときあらた  
に任命された委員の任期は、前任  
者の残任期間とする。  
第十七條 中央協議会及び地方協  
議会に、それぞれ、公益を代表する  
委員のうちから委員の選挙した会  
長一人を置く。  
3 会長は、会務を総理し、それぞ  
れ、中央協議会又は地方協議会を  
代表する。  
3 会長に事故があるときは、第一  
項の規定に準じて選挙された委員  
が、その職務を代行する。  
(金務)  
第十八條 中央協議会及び地方協  
議会は、正当な理由がある場合を除  
いては、六月に一回以上開かなけ  
ればならない。  
第十九條 中央協議会及び地方協  
議会は、それぞれ、会長が招集する。  
2 会長は、厚生大臣若しくは都道  
府県知事の諮問があつたとき、又  
は委員の半数以上が審議すべき事  
項を示して招集を請求したとき  
は、その諮問又は請求の日から、  
二週間以内に、それぞれ、中央協  
議会又は地方協議会を招集しなけ  
ればならない。

第二十條 中央協議会の庶務は、厚  
生省保険局において処理する。

地方協議会の庶務は、地方協  
議会の置かれてある都の民政局  
又は道府県の民生部において処  
理する。  
(雑則)  
第二十一條 この法律に定めるもの  
の外、議事の手続その他中央協  
議会又は地方協議会の運営に關し必  
要な事項は、それぞれ、中央協  
議会又は地方協議会が定める。

第三章 社会保険審査官及び  
社会保険審査会  
第一節 社会保険審査官  
(設置)  
第二十二條 健康保険、船員保険又  
は厚生年金保険の保険給付に關す  
る保険者の決定についての不服に  
關して審査するために、各都道府  
果に、社会保険審査官を置く。  
2 社会保険審査官は、二級の地方  
事務官のうちから、厚生大臣が命  
ずる。

第二十四條 審査会は、左に掲げる  
委員十八人をもつて組織する。  
一 健康保険、船員保険又は厚生  
年金保険の被保険者の利益を代  
表する委員 六人  
二 健康保険、船員保険又は厚生  
年金保険の被保険者を使用する  
事業主及び船舶所有者の利益を  
代表する委員 六人  
三 公益を代表する委員 六人  
2 委員は、厚生大臣が任命する。  
3 委員は、非常勤とする。  
第二十五條 委員の任期は、三年と  
し、一年ごとに、委員の数の三分  
の一を任命する。  
2 委員に欠員を生じたときあらた  
に任命された委員の任期は、前任  
者の残任期間とする。  
第二十六條 審査会に、公益を代表  
する委員のうちから委員の選挙し  
た会長一人を置く。  
2 会長は、会務を総理し、審査会  
を代表する。  
3 会長に事故があるときは、第一  
項の規定に準じて選挙された委員  
が、その職務を代行する。  
(定足数)  
第二十七條 審査会は、健康保険に  
關する事件を審査する場合は、健  
康保険の被保険者の利益を代表す  
る委員、健康保険の被保険者を使  
用する事業主の利益を代表する委  
員及び公益を代表する委員がそれ  
ぞれ一人以上、船員保険に關する  
事件を審査する場合は、船員保  
険の被保険者の利益を代表する委  
員、船員保険の被保険者を使用す  
る船舶所有者の利益を代表する委

委員の任命は、各関係団体の推薦  
によるものとする。  
5 委員及び専門委員は、非常勤と  
する。  
第十六條 委員の任期は、二年と  
し、一年ごとに、その半数を任命  
する。  
2 委員に欠員を生じたときあらた  
に任命された委員の任期は、前任  
者の残任期間とする。  
第十七條 中央協議会及び地方協  
議会に、それぞれ、公益を代表する  
委員のうちから委員の選挙した会  
長一人を置く。  
3 会長は、会務を総理し、それぞ  
れ、中央協議会又は地方協議会を  
代表する。  
3 会長に事故があるときは、第一  
項の規定に準じて選挙された委員  
が、その職務を代行する。  
(金務)  
第十八條 中央協議会及び地方協  
議会は、正当な理由がある場合を除  
いては、六月に一回以上開かなけ  
ればならない。  
第十九條 中央協議会及び地方協  
議会は、それぞれ、会長が招集する。  
2 会長は、厚生大臣若しくは都道  
府県知事の諮問があつたとき、又  
は委員の半数以上が審議すべき事  
項を示して招集を請求したとき  
は、その諮問又は請求の日から、  
二週間以内に、それぞれ、中央協  
議会又は地方協議会を招集しなけ  
ればならない。

第二十條 中央協議会の庶務は、厚  
生省保険局において処理する。

地方協議会の庶務は、地方協  
議会の置かれてある都の民政局  
又は道府県の民生部において処  
理する。  
(雑則)  
第二十一條 この法律に定めるもの  
の外、議事の手続その他中央協  
議会又は地方協議会の運営に關し必  
要な事項は、それぞれ、中央協  
議会又は地方協議会が定める。

第三章 社会保険審査官及び  
社会保険審査会  
第一節 社会保険審査官  
(設置)  
第二十二條 健康保険、船員保険又  
は厚生年金保険の保険給付に關す  
る保険者の決定についての不服に  
關して審査するために、各都道府  
果に、社会保険審査官を置く。  
2 社会保険審査官は、二級の地方  
事務官のうちから、厚生大臣が命  
ずる。

第二十四條 審査会は、左に掲げる  
委員十八人をもつて組織する。  
一 健康保険、船員保険又は厚生  
年金保険の被保険者の利益を代  
表する委員 六人  
二 健康保険、船員保険又は厚生  
年金保険の被保険者を使用する  
事業主及び船舶所有者の利益を  
代表する委員 六人  
三 公益を代表する委員 六人  
2 委員は、厚生大臣が任命する。  
3 委員は、非常勤とする。  
第二十五條 委員の任期は、三年と  
し、一年ごとに、委員の数の三分  
の一を任命する。  
2 委員に欠員を生じたときあらた  
に任命された委員の任期は、前任  
者の残任期間とする。  
第二十六條 審査会に、公益を代表  
する委員のうちから委員の選挙し  
た会長一人を置く。  
2 会長は、会務を総理し、審査会  
を代表する。  
3 会長に事故があるときは、第一  
項の規定に準じて選挙された委員  
が、その職務を代行する。  
(定足数)  
第二十七條 審査会は、健康保険に  
關する事件を審査する場合は、健  
康保険の被保険者の利益を代表す  
る委員、健康保険の被保険者を使  
用する事業主の利益を代表する委  
員及び公益を代表する委員がそれ  
ぞれ一人以上、船員保険に關する  
事件を審査する場合は、船員保  
険の被保険者の利益を代表する委  
員、船員保険の被保険者を使用す  
る船舶所有者の利益を代表する委

委員の任命は、各関係団体の推薦  
によるものとする。  
5 委員及び専門委員は、非常勤と  
する。  
第十六條 委員の任期は、二年と  
し、一年ごとに、その半数を任命  
する。  
2 委員に欠員を生じたときあらた  
に任命された委員の任期は、前任  
者の残任期間とする。  
第十七條 中央協議会及び地方協  
議会に、それぞれ、公益を代表する  
委員のうちから委員の選挙した会  
長一人を置く。  
3 会長は、会務を総理し、それぞ  
れ、中央協議会又は地方協議会を  
代表する。  
3 会長に事故があるときは、第一  
項の規定に準じて選挙された委員  
が、その職務を代行する。  
(金務)  
第十八條 中央協議会及び地方協  
議会は、正当な理由がある場合を除  
いては、六月に一回以上開かなけ  
ればならない。  
第十九條 中央協議会及び地方協  
議会は、それぞれ、会長が招集する。  
2 会長は、厚生大臣若しくは都道  
府県知事の諮問があつたとき、又  
は委員の半数以上が審議すべき事  
項を示して招集を請求したとき  
は、その諮問又は請求の日から、  
二週間以内に、それぞれ、中央協  
議会又は地方協議会を招集しなけ  
ればならない。

第二十條 中央協議会の庶務は、厚  
生省保険局において処理する。

員及び公益を代表する委員がそれぞれ一人以上、厚生年金保険に関する事件を審査する場合は、厚生年金保険の被保険者の利益を代表する委員、厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の利益を代表する委員及び公益を代表する委員がそれぞれ一人以上出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

第二十八條 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第二十九條 審査会の庶務は、厚生省保険局において処理する。

第三十條 この法律に定めるものの外、議事の手続その他審査会の運営に關し必要な事項は、審査会が定める。

附則 (施行期日) 1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

2 健康保険法の二部を次のように改正する。

第二十四條の次に次の一條を加える。

第二十四條ノ二 厚生大臣ハ政府ノ管掌スル健康保険事業ノ運営ニ関スル事項ニシテ、企画、立法又ハ実施ノ大綱ニ関スルモノハ予メ社会保険審議會ニ諮問スルモノトス

社会保険診療協議会ノ意見ヲ聴クベシを「中央社会保険医療協議会ニ諮問スルモノトス」に改める。

第四十三條ノ五を次のように改める。

第四十三條ノ五 保険医及保険薬剤師ノ指定、指定ノ取消及保険診療ノ指導ニ関スル大綱ヲ定メントストルキハ厚生大臣ハ中央社会保険医療協議会ニ、都道府県知事ハ地方社会保険医療協議会ニ諮問スルモノトス

第四十三條ノ六第三項中「社会保険診療報酬算定協議会」ノ意見ヲ聴クベシを「中央社会保険医療協議會ニ諮問スルモノトス」に改める。

第四十三條ノ七を削る。

第七十一條ノ四第二項中「健康保険審議會」を「社会保険審議會」に改める。

第六章を削り、第七章を第六章とし、第八章を第七章とする。

第八十條第一項、第八十三條ノ七から第八十三條ノ十二まで、第八十六條第一項及び第八十六條ノ二中「保険審査官」を「社会保険審査官」に、「健康保険審査会」を「社会保険審査会」に改める。

第八十一條中「健康保険審査会」を「社会保険審査会」に改める。

に改める。

第八十四條ノ三及び第八十四條ノ四を削り、第八十五條を次のように改める。

第八十五條 削除

3 国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第八條ノ五を次のように改める。

第八條ノ五 保険者ハ療養ノ給付ヲ担当スル者ト協議ノ上厚生大臣ノ定ムル標準額ヲ基準トシテ適正ナル診療報酬ノ額ヲ定メ都道府県知事ノ認可ヲ受クベシ

厚生大臣前項ノ規定ニ依リ診療報酬ノ標準額ヲ定メントストルキハ中央社会保険医療協議会ニ諮問スベシ

普通国民健康保険組合又ハ国民健康保険ヲ行フ社団法人第一項ノ規定ニ依リ都道府県知事ノ認可ヲ受ケントストルキハ関係市町村長ヲ經由スベシ

第八條ノ七を次のように改める。

4 船員保険法の一部を次のように改正する。

第二條の次に次の一條を加える。

第二條ノ二 厚生大臣ハ船員保険事業ノ運営ニ関スル事項ニシテ企画、立法又ハ実施ノ大綱ニ関スルモノハ予メ社会保険審議會ニ諮問スルモノトス

第二十八條ノ四第二項中「中央社会保険診療協議会」ノ意見ヲ聴クベシを「中央社会保険医療協議會ニ諮問スルモノトス」に改める。

第二十八條ノ五を次のように改める。

第二十八條ノ五 保険医及保険薬剤師ノ指定、指定ノ取消及保険診療ノ指導ニ関スル大綱ヲ定メントストルキハ厚生大臣ハ中央社会保険医療協議会ニ、都道府県知事ハ地方社会保険医療協議會ニ諮問スルモノトス

第二十八條ノ六第三項中「社会保険診療報酬算定協議会」ノ意見ヲ聴クベシを「中央社会保険医療協議會ニ諮問スルモノトス」に改める。

第二十八條ノ七を削る。

第三十三條ノ十三第一項、第三十三條ノ十四第二項、第五十二條ノ二第二項及び第五十二條ノ三第三項中「船員保険審議會」を「社会保険審議會」に改める。

ノ二中「保険審査官」を「社会保険審査官」に、「船員保険審査会」を「社会保険審査会」に改める。

第六十四條中「船員保険審査会」を「社会保険審査会」に改める。

第六十五條ノ七から第六十五條ノ七までを次のように改める。

第六十五條ノ七 第六十五條ノ七

第六十六條 削除

5 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

第二條の次に次の一條を加える。

第二條ノ二 厚生大臣ハ厚生年金保険事業ノ運営ニ関スル事項ニシテ企画、立法又ハ実施ノ大綱ニ関スルモノハ予メ社会保険審議會ニ諮問スルモノトス

第五條を削り、第六章を第五章とし、第七章を第六章とする。

第六十二條第一項、第六十五條ノ八から第六十五條ノ十三まで、第六十六條及び第六十六條ノ二中「保険審査官」を「社会保険審査官」に、「厚生年金保険審査会」を「社会保険審査会」に改める。

第六十四條乃至第六十五條ノ六  
削除

第六十五條ノ七中「保険審査官」  
を「社会保険審査官」に、「所轄保  
險審査官」を「所轄社会保険審査  
官」に改める。

第六十五條ノ十五から第六十五  
條ノ十七までを削る。

6 社会保険診療協議会令(昭和二十  
四年政令第百六十七号)及び  
社会保険診療報酬算定協議会令  
(昭和二十四年政令第百六十八  
号)は、廃止する。  
(経過規定)

7 この法律の施行後最初に任命さ  
れる審議会の委員のうち、厚生大  
臣が任命の際に指名する半数の者  
の任期は、第四條第一項の規定に  
かわらず、一年とする。

8 この法律の施行後最初に任命さ  
れる中央協議会又は地方協議会の  
委員のうち、厚生大臣又は都道府  
県知事が、それぞれ任命の際に指  
名する半数の者の任期は、第十六  
條第一項の規定にかかわらず、一  
年とする。

9 この法律の施行の際、健康保険  
法第八十條第一項の規定による保  
險審査官、船員保険法第六十三條  
第一項の規定による保険審査官又  
は厚生年金保険法第六十二條第一  
項の規定による保険審査官の職に  
ある者は、この法律の規定による  
社会保険審査官を命ぜられたもの  
とみなす。

10 第二十五條第一項の規定にかか  
わらず、この法律の施行後最初に  
任命される審査会の委員のうち、  
三分の一の者の任期は、一年とし、

他の三分の一の者の任期は二年と  
する。その委員は、厚生大臣が、  
任命の際に指名する。

11 この法律の施行前に保険審査  
官、健康保険審査会、船員保険審  
査会又は厚生年金保険審査会にお  
いてされた事件の受理その他の手  
続は、社会保険審査官又は社会保  
險審査会においてされた事件の受  
理その他の手続とみなす。

○林国務大臣 ただいま議題となりま  
した社会保険審査会、社会保険医療協  
議会、社会保険審査官及び社会保険審  
査会の設置に関する法律案につきま  
して提案理由を簡単に御説明いたし  
ます。

行政機構の整備簡素化に関する政府  
の方針に従いまして、厚生省におきま  
してもその付属機関の整理のため、別  
途提出いたしました審議会等の整理に  
伴う厚生省設置法等の一部を改正する  
法律案と同様の趣旨におきまして、か  
つ同法と一体をなすものとして厚生省  
所管の社会保険関係の各種審議会等の  
統合のためにこの法律案を提出する次  
第であります。

この法案の内容につきましてその大  
要を申し上げますと、第一に従来健康  
保険、船員保険及び厚生年金保険の運  
営に関する事項を審議するため、それ  
ぞれ健康保険審議会、船員保険審議  
会、厚生年金保険審議会が置かれてお  
りましたのを統合いたしました。社会  
保険審査会を設置することとしたこと  
であります。

に関する事項並びに適正な診療報酬額  
または診療報酬の標準額を審議するた  
め、それら中央社会保険診療協議  
会、地方社会保険診療協議会及び社会  
保険診療報酬算定協議会が置かれてお  
りましたのを統合いたしました。中央  
社会保険医療協議会及び地方社会保  
険医療協議会を設置することとしたこと  
であります。

第三には、従来健康保険、船員保険  
及び厚生年金保険の保険給付について  
の不服を審査するための第二審機関と  
して及び保険料その他の徴集金等に  
ついての不服を審査するための第一審  
機関としてそれぞれ健康保険審査会、  
船員保険審査会及び厚生年金保険審査  
会が置かれておりましたのを統合いた  
しまして、社会保険審査会を設置し、  
同時に保険給付に関する不服を審査す  
る第一審機関として置かれておりました  
各各保険の保険審査官を統合いたしま  
して、社会保険審査官としたことであ  
ります。

以上の改正によりまして各機関の構  
成員として、各保険に関して審議また  
は審査するにあつて総合的な判断を  
する実益を附加することを期しておる  
次第であります。以上がこの法案の骨  
子でございますので、何とぞ御審議の  
上、すみやかに可決あらんことを希望  
いたします。なお詳細のことは政府委  
員よりも説明させていただきます。これに  
て政府の  
○小川原委員代理 これにて政府の  
提案理由の説明は終了いたしました。  
何か御質疑はありますか。別に御  
質疑がなければ次に特別調達法  
の改正に関する法律案を議題といた  
し、質疑に入ります。御質疑はありま  
せんか。

○木村(業)委員 この改正案は終戦後  
理費が今度大蔵省より調達の方に移  
管されるといふことになつておるわけ  
なので、もう移管いたしますと、  
どんなふうな便利あるいは利益がある  
のか、その点を簡単に説明願いたい。

○岩永政府委員 終戦後理費が大蔵省  
から移管になりますと、特別調達法で  
つくりました予算は、内閣総理大臣が  
通じまして、すぐ主計局に出せるとい  
うことになるのでございます。従来は  
そうはなつておりませんで、特別調達  
法でつくりました予算は、総理大臣を  
通じまして、まず大蔵省の理財局に参  
りまして、理財局で各省のものをまと  
めまして主計局に出すという一段複雑  
な手続になつておりましたのが、その  
点が簡単になるというわけですね。

○木村(業)委員 今年の予算を見ます  
と、今までは終戦後理費というものが  
大体款項にわかれて組んであつた  
が、今度は簡単に言いますと部別別  
やつてある。従つて内容はよくわか  
らないといふことになつておるのです。  
そういうふうな各部別に終戦後理費  
が割当てられるといふことが、今まで  
あつた大蔵省関係よりも調達の方へ  
これを移管するといふことが起つた原  
因ではないのですか。

○岩永政府委員 これはただいま御質  
問の、予算が部別別になりましたこと  
とは関係はないのでございませぬ。従来  
は、昨年の予算で御承知のように、工事  
費、何費といふ事業の性質により、そ  
れで夫々わかれておりました。その  
中で各部の割当の予算が幾らになる  
かといふことが、実ははつきりしてお  
りなかつた関係がございまして、ため  
に、各部隊から要求があり、それをう

まく査定をして予算を割当てて行くこ  
ういふことの軍の方の操作に非常に不便  
を感じておつた事情がございました。  
それで本年度の予算からは、軍とい  
はしまして、部別に予算をびたりと  
きめて、各部隊からそれ以上の要求は  
させない仕組みにしたいといふことか  
ら、終戦後理費の予算が部別別になつ  
たといふ関係になつておるのでござ  
いませぬ。

○木村(業)委員 そうなつて来ます  
と、たとえば解除物件なんかの処理、  
また放出物資、あつたものも調達  
庁として、今までやつておりました範囲  
よりも相当拡大して取扱われるような  
ことが起つて来ますか。

○岩永政府委員 解除物件は、本年の  
十二月までで解除されるべきものは一  
切解除されまして、解除しないので向  
ういふように品目、数量が指定してい  
ましておりますので、今後は調達してい  
ましたものがいらなくなつて返すとい  
うわけがなくなつておりましたので、従  
来解除になつておりましたようにな  
す。日本政府にあらかじめ多数の材料  
を買わして置くといふ意味の材料が返  
つて来るといふことは、返るのものも  
全部済んでおりますので、そういう  
関係は将来はございません。

○木村(業)委員 きよの国会でも問  
題になつたと思うのですが、進駐軍の  
住宅は、今度は終戦後理費からでなく  
て、見返り資金の方から建てるとい  
ふことになつておるわけなのです。あ  
いつたものを使う場合は、今までの通  
りやるのですか。見返り資金を使う場

合も、あなたの方から直接関係が生じて来るわけなのです。

○岩永政府委員 解除物件は日本政府に返されまして、その費用も、それから生じます収入も、終戦処理費とは別個に解除物件処理費というものの中に入っております。従いましてその解除物件は、今後日本政府として終戦処理費でやる工事のために、請負業者に売つてもよし、あるいは他の民間の人に売つてもよし、どこに売つてもよいという関係になっております。今度の住宅建設につきましては、請負契約した者が必要といたします材料が、解除物件で適当なものがありませんときは、その購入を勧奨して行くという方針になっております。

○木村(榮)委員 私の聞きたいのは、見返り資金で使う場合の金が何ぼいるというの、向うからやつて来るわけでしょう。その場合は、今度は大蔵省関係ではなしに、あなたの方で見返り資金の方と直結してやるのですかという事なんです。

○岩永政府委員 大蔵省から見返り資金を住宅公社が借りまして、公社がその予算で、工事の予定価格の精算をして、請負業者に入札をして契約するという関係になっております。

○小川原委員長代理 他に御質疑はございませぬか。御質疑がなければこれより討論を省略して採決に入ります。本案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○小川原委員長代理 起立多数。よつて本案は、原案の通り可決いたしました。

本案に対する委員会報告書の作成に

関しましては、委員長に御一任を願いたいと思ひます。

○小川原委員長代理 次に北海道開発法案を議題といたし、質疑に入りま

○木村(榮)委員 きのう増田官房長官に第二條第二項の「範囲」ということについて聞いたのでありますが、どうもわからなかつたので、もう一度よく御説明願ひたいと思ひます。

○小野(哲)政府委員 増田官房長官から御答弁申し上げるべき筋合いでございますが、たまく用事がございましておられませんが、私地方自治政務次官として関係のある問題でもござい

○玉置(信)委員 ただいまの御質疑に關連してお伺ひいたします。開発法案第二條第二項に規定されておる政令は、本法案第五條によつて、北海道開発庁の立案する開発計画の内容が、將來起り得るところの国土開発、國全体としての総合的開発計画の点から見ま

○小野(哲)政府委員 増田官房長官から御答弁申し上げるべき筋合いでございますが、たまく用事がございましておられませんが、私地方自治政務次官として関係のある問題でもござい

○玉置(信)委員 ただいまの御質疑に關連してお伺ひいたします。開発法案第二條第二項に規定されておる政令は、本法案第五條によつて、北海道開発庁の立案する開発計画の内容が、將來起り得るところの国土開発、國全体としての総合的開発計画の点から見ま

○小野(哲)政府委員 増田官房長官から御答弁申し上げるべき筋合いでございますが、たまく用事がございましておられませんが、私地方自治政務次官として関係のある問題でもござい

発の前提となる基礎調査あるいは試験研究、次に資源開発の手段となる入植、また入植に必要な諸施設、道路、鉄道等の運輸施設、さらに資源そのものの開発事業また資源を利用する産業に對する総合開發の見地からする指導、なおまた地方公共団体の事業との調整、こういったいろいろの事柄について考えられるのはなからうか、かよ

○玉置(信)委員 ただいまの御質疑に關連してお伺ひいたします。開発法案第二條第二項に規定されておる政令は、本法案第五條によつて、北海道開発庁の立案する開発計画の内容が、將來起り得るところの国土開発、國全体としての総合的開發計画の点から見ま

○小野(哲)政府委員 増田官房長官から御答弁申し上げるべき筋合いでございますが、たまく用事がございましておられませんが、私地方自治政務次官として関係のある問題でもござい

○玉置(信)委員 ただいまの御質疑に關連してお伺ひいたします。開発法案第二條第二項に規定されておる政令は、本法案第五條によつて、北海道開発庁の立案する開発計画の内容が、將來起り得るところの国土開発、國全体としての総合的開發計画の点から見ま

○小野(哲)政府委員 増田官房長官から御答弁申し上げるべき筋合いでございますが、たまく用事がございましておられませんが、私地方自治政務次官として関係のある問題でもござい

○玉置(信)委員 ただいまの御質疑に關連してお伺ひいたします。開発法案第二條第二項に規定されておる政令は、本法案第五條によつて、北海道開発庁の立案する開発計画の内容が、將來起り得るところの国土開発、國全体としての総合的開發計画の点から見ま

○小野(哲)政府委員 増田官房長官から御答弁申し上げるべき筋合いでございますが、たまく用事がございましておられませんが、私地方自治政務次官として関係のある問題でもござい

○玉置(信)委員 ただいまの御質疑に關連してお伺ひいたします。開発法案第二條第二項に規定されておる政令は、本法案第五條によつて、北海道開発庁の立案する開発計画の内容が、將來起り得るところの国土開発、國全体としての総合的開發計画の点から見ま

さらに申し上げるまでもないと思ひます。この開発法案において考へておられます基本的な諸事項については、いろいろ御審議を願わなければならぬと思ひますが、ただいま御指摘になりましたような政令の内容事項において、これが北海道の開発の基本的な政策の上に強く反映されるであろうことは、私もまったく同感でございます。ただ法律の建前といたしまして、開発計画はこれ(こう)いうふうなものと例示的に掲げまして、その資源の総合的な開発をするということだけでは、お

○玉置(信)委員 よく了承できました。次は非常にわかり切つたようなことではあります。この法律が公布され、開発庁が運営されるに当たつて矛盾を生ずるようなことがありはせぬかと思ひますので、この場合念のためにお伺ひいたしておきます。

○小野(哲)政府委員 増田官房長官から御答弁申し上げるべき筋合いでございますが、たまく用事がございましておられませんが、私地方自治政務次官として関係のある問題でもござい

○玉置(信)委員 ただいまの御質疑に關連してお伺ひいたします。開発法案第二條第二項に規定されておる政令は、本法案第五條によつて、北海道開発庁の立案する開発計画の内容が、將來起り得るところの国土開発、國全体としての総合的開發計画の点から見ま

○小野(哲)政府委員 増田官房長官から御答弁申し上げるべき筋合いでございますが、たまく用事がございましておられませんが、私地方自治政務次官として関係のある問題でもござい

○玉置(信)委員 ただいまの御質疑に關連してお伺ひいたします。開発法案第二條第二項に規定されておる政令は、本法案第五條によつて、北海道開発庁の立案する開発計画の内容が、將來起り得るところの国土開発、國全体としての総合的開發計画の点から見ま

○小野(哲)政府委員 増田官房長官から御答弁申し上げるべき筋合いでございますが、たまく用事がございましておられませんが、私地方自治政務次官として関係のある問題でもござい

○玉置(信)委員 ただいまの御質疑に關連してお伺ひいたします。開発法案第二條第二項に規定されておる政令は、本法案第五條によつて、北海道開発庁の立案する開発計画の内容が、將來起り得るところの国土開発、國全体としての総合的開發計画の点から見ま

置されますと、北海道開発計画に關する立案企画を担当することに相なるのであります。これをもちつてただちに移しがえをするということにはならぬであらう。また法律はそこまで考へておるのではないかと私は承知しておるのでございます。

○玉置(信)委員 よく了承できました。次は非常にわかり切つたようなことではあります。この法律が公布され、開発庁が運営されるに当たつて矛盾を生ずるようなことがありはせぬかと思ひますので、この場合念のためにお伺ひいたしておきます。

○小野(哲)政府委員 増田官房長官から御答弁申し上げるべき筋合いでございますが、たまく用事がございましておられませんが、私地方自治政務次官として関係のある問題でもござい

○玉置(信)委員 ただいまの御質疑に關連してお伺ひいたします。開発法案第二條第二項に規定されておる政令は、本法案第五條によつて、北海道開発庁の立案する開発計画の内容が、將來起り得るところの国土開発、國全体としての総合的開發計画の点から見ま

○小野(哲)政府委員 増田官房長官から御答弁申し上げるべき筋合いでございますが、たまく用事がございましておられませんが、私地方自治政務次官として関係のある問題でもござい

○玉置(信)委員 ただいまの御質疑に關連してお伺ひいたします。開発法案第二條第二項に規定されておる政令は、本法案第五條によつて、北海道開発庁の立案する開発計画の内容が、將來起り得るところの国土開発、國全体としての総合的開發計画の点から見ま

○小野(哲)政府委員 増田官房長官から御答弁申し上げるべき筋合いでございますが、たまく用事がございましておられませんが、私地方自治政務次官として関係のある問題でもござい

○玉置(信)委員 ただいまの御質疑に關連してお伺ひいたします。開発法案第二條第二項に規定されておる政令は、本法案第五條によつて、北海道開発庁の立案する開発計画の内容が、將來起り得るところの国土開発、國全体としての総合的開發計画の点から見ま

ことができるのでありましようか、この点をこの機会にお伺いしておきたいと思ひます。

○小野(哲)政府委員 ただいまの御質問にお答えをいたしますが、御説のよりに、将来北海道の総合開発計画が、いよいよ立てられることになりまして、これが実施については、いかなる方式なり形態によつてやる必要があるであるという点についての研究が進んで参りました場合におきましては、あるいは特定の河川流域を中心といたしまして、TVAのようなアメリカの組織を取入れた事業経営の方法が行われることも予想にかたくないのであります。従いましてさような事態が起りました場合におきましては、これに必要な事業法規の制定を見ることも予想いたされると存じますし、またこれは可能であらう、かように考えております。

○玉置(信)委員 参与の性格についてお尋ねいたしますが、この参与は開発に関する計画、立案に当る重要な役割を果すことになつておるのであります。参与によつて計画、立案された内容に対して、もちろん参与ばかりでなく、ほかの諸君もおられるわけでありまして、とにかく開発庁長官のある程度の自由裁量によつて、でき上つたものを修正し、また変更をなし得る権限を与えられておられることは明らかであります。また当然のことでもありまして、しかし参与の構成内容等から見まして、事実上はこれを長官の意思のままに修正し、変更したりするようなことは、なか／＼容易なことではないのではないかと、むしろそれは不可能に近いものではないかというような杞憂もあるものであります。

○小野(哲)政府委員 今回提案いたしました法律案の中に、国の行政機関といたしましては、北海道開発庁を設ける。さらに必要な長官の補佐機関と申しますか、関係行政機関の職員をもつて連絡協働をはかる意味合いにおきまして、参与制を置きましたことは、ただいま御指摘の通りでございます。ただこれが運用にあたりまして、御心配になるような事態が起るといふことにつきましては、十分に考えなければならぬと思つてございまして、北海道の総合開発計画を北海道開発庁において立案いたします場合におきましては、御承知のごとくその関係する事務が広範囲に上つておりますので、特に政府部内における関係行政機関の強い協力を必要とするところは御了解願ふと思つております。ただその場合に、この参与の制度を設け、また審議会の制度も設けるといふふうなことから考えますと、何となく機構をいたすに複雑化することになりまして、長官がその職務を遂行する場合においては、なか／＼思うように行かないのではないかと、かように御懸念も起るのではないかと、かように思つてござい

○小野(哲)政府委員 今回御審議を願つて御検討をお願いしております北海道開発審議会の問題でございますが、これは法律案にもございまして、衆参両院議員及び学識経験者のうちから、また北海道知事及び北海道議会議長につきまして、内閣総理大臣が任命するといふ趣旨でございますが、審議会の使命が開発庁長官の諮問に応じることができるだけ知識を拜借して、開発計画に関する重要な事項の審議をしていただく、こゝういふ趣旨になつておりますので、できるだけ民主的な運営方法をとつて参りたい、こゝういふ観点から、この法律案の第十條の六項にこ

ては遺憾なきを期して参りたい。それには、関係行政機関の職員を参与として置くことが最も妥当であらう、またそれによりまして、審議会の運営と相まつて北海道開発長官といたしまして、十分にその力を発揮し得て、活動が容易になるのではないかと、かような考えを持つておられるような次第でございます。

○玉置(信)委員 北海道開発審議会の点について一言だけお伺いしたいのであります。この法案を見まして、このままでも運営できないことはないものであります。ただ審議会の内容を通覧してみますと、招集権者及び招集手続に関する規定が省かれておるのであります。言うまでもなく審議会の機能というものはきわめて重要であります。また、議事及び運営に関する最小限度のものでありまして、この二つの点を明確に成文化しておく必要がありはせぬかと、かように考へるのであります。この点についての御所見をお伺いしておきたい。

○小野(哲)政府委員 今回御審議を願つて御検討をお願いしております北海道開発審議会の問題でございますが、これは法律案にもございまして、衆参両院議員及び学識経験者のうちから、また北海道知事及び北海道議会議長につきまして、内閣総理大臣が任命するといふ趣旨でございますが、審議会の使命が開発庁長官の諮問に応じることができるだけ知識を拜借して、開発計画に関する重要な事項の審議をしていただく、こゝういふ趣旨になつておりますので、できるだけ民主的な運営方法をとつて参りたい、こゝういふ観点から、この法律案の第十條の六項にこ

ざいますように、審議会の議事及び運営に關し必要なる事項は審議会が定める、すなわち審議会が自主的な立場において、その審議会の運営方法をとつていただく、こゝういふことに相なつておりますので、従つてただいま仰せになりましたような、いつ、いかなる場合にこれを招集するか、またこれをだれが招集するかというふうな点につきましては、運営に關する事務といたしまして、審議会が定めるところにおまかせいたしたい、かように考えておる次第でございます。

○小川原委員長代理 ほかにも御質疑ありませぬか。なければ北海道開発法案に關し、本日建設委員会から連合審査の申入れがありましたので、建設委員会との連合審査を開きたいと存じますが、御異議ありませんか。

○小川原委員長代理 御異議なければさう決定いたします。開会日時に關しましては、建設委員長と協議の上決定したいと存じますが、大体明日午後一時より開会いたしたいと存じますが、さう御了承願ひたいと存じます。

本日はこの程度において散会いたします。次会は公報をもつてお知らせいたします。

午後四時二十四分散会

〔参照〕  
特別調達庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書  
〔都合により別冊附録に掲載〕